

お互いを支えあい思いやるまち

あしや

～令和3年1月に「芦屋市障がい者を理由とする差別のない
誰もがともに暮らせるまち条例」が施行されました～



も く じ

- ✿障がいのある人とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ✿障がいを理由とする差別ってどんなこと？・・ 4
 - ✿ 不当な差別的取扱いって？・・・・・・・・ 5
 - ✿ 合理的配慮をしないことって？・・・・・・ 8
- ✿どんな配慮ができるかな？・・・・・・・・・・・・ 13
- ✿合理的配慮の提供を支援します・・・・・・・・・・ 17

持続可能な開発目標（SDGs）

2030年までに持続可能でよりよい社会を目指す国際目標のことです。SDGsの基本理念である「誰ひとり取り残さない」誰もが尊重される包摂的な社会づくりの実現は、障害者差別解消法の目的と同じです。



芦屋市では、令和3年1月1日から「芦屋市障がい
を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち
条例」が施行されます

障がいのある人は日常生活や社会生活を送る中で、不便な
ことや困難に感じていることがたくさんあります。それは
社会によって作り出されたものが多く、周りの人の理解
やサポートによって不便さや困難さを感じないで済むこ
とがあります。

障がいの有無で分け隔てられることなく、お互いの人格と
個性を尊重し、障がいのある人もない人も一緒に生きてい
く社会を実現するためには、「障がい」・「障がいのある人」
に対する理解を深めていくことが大切です。みんなで一緒
に考え取り組んでいきましょう。



障がいのある人とは？

障がいは、生まれた時からある人もいれば、病気や事故、あ
るいは年をとることによって発生する場合もあり、誰にでも
生じる可能性のある身近なものです。

そして、障がいにはさまざまな種類があり、同じ障がいでも
その人ごとに症状や程度も違います。外見だけでは障がい
があることがわからないこともあるため、周囲に理解されず苦
しんでいる人もいます。わたしたちは、それぞれの人に応じ
た配慮があることに気付くことが大切です。





障がい理由とする差別って どんなこと？

差別には2つの種類があります

障がいがあることで障がいのない人たちと異なる扱いを受けて困った、自分の障がいにあつた必要な工夫や、やり方をしてもらえなかったことはありませんか。

「障害者差別解消法」及び「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」では、「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮をしないこと**」の2つの差別を禁止しています。

どんなことが
わかるかな？



不当な差別的取扱いって？

正当な理由なく、障がいがあることを理由として、障がいのある人を障がいのない人と異なる扱いをすること

例えば、正当な理由なく、「障がいがある」という理由で、お店に入ることができないなど、障がいのない人と違う扱いを受けたり、場所や時間を制限したり、障がいのない人に対しては付さない条件を付すことにより、障がいのある人の権利利益を侵害することは、「不当な差別的取扱い」として禁止されます。



例えば「障がいがある」という理由だけで・・・

- スポーツクラブの入会を断った



- アパートを貸さなかった



- 盲導犬を連れてくることを理由に
入店を断った



これらは「不当な差別的取扱い」となる恐れがあります



障がいのある人と障がいのない人との平等を実現するために、障がいのある人に対して特別な対応をとることは、不当な差別的取扱いには当たりません。

障がいのない人と平等の機会をつくるために、必要な範囲で、障がいのある人を障がいのない人よりも優遇すること

- 例) 「障がい者枠」で障がいのある人を雇用する



合理的配慮の提供により、障がいのない人と異なる取扱いをすること

- 例) 大学受験で、試験時間を延長してもらう





合理的配慮をしないことって？

障がいのある人の障がいに合わせた
必要な工夫ややり方をしないこと

市 ➡ しなければならない

事業者 ➡ するように努める

障がいのある人から、困っているときに、その人の障がいに
合った必要な工夫ややり方を伝えられた場合、負担が重すぎ
ない範囲で対応することを、合理的配慮といいます。

合理的配慮の提供に当たっては、勝手な判断をすることな
く、障がいのある本人の意向を最大限に尊重することが大切
です。



物理的環境 への配慮

😊 執務場所を出入口に近いところ
に配置する



😊 高いところに陳列された商品を取って渡す



😊 お店に入店する際、車椅子を利用する
人のために段差に携帯スロープを渡す



意思疎通 の配慮

😊 写真や絵を使ってわかりやすく
説明する



😊 銀行のATMの利用が難しい場合に
操作を手伝ったり窓口で対応する



😊 窓口などで筆談、読み上げ、手話
などを用いて手続きをする

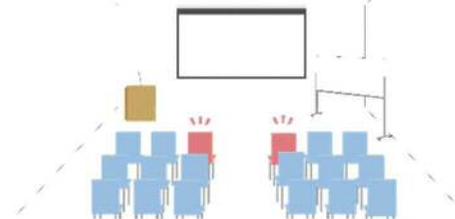


ルール・慣行の 柔軟な変更

😊 入学試験において、別室受験、時間
延長などを許可する



😊 スクリーンや手話通訳者が良く見える
ように、近くの席を確保する



😊 事務手続きの際に、職員等が必要な
書類の代読・代筆を行う



- 合理的配慮の方法は一つではありません。障がいのある人から申し出のあった方法では対応が難しい場合でも、お互いによく話し合い、代わりとなる方法を見つけていくことが大切です。
- 負担が重すぎないのに、理由もなく対応を拒否すること（合理的配慮をしないこと）も差別に当たります。



知っていますか？ ヘルプマーク



内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。



どんな配慮ができるかな？

視覚障がいのある人



読み上げや点字などで情報を教えてください。

声をかける時は、前から近づき名前を伝えてもらえると安心します。

聴覚障がいのある人



手話や筆談など目でみてわかる方法で情報を教えてください。

情報が入りにくいため、緊急時など筆談やジェスチャーで声をかけてもらえると助かります。



内部障がいのある人



人工透析が必要な人には通院の配慮をしてもらえると助かります。

疲れやすく長時間待てない人もいます。順番を先にしてもらえると助かります。

肢体不自由の人



車椅子を利用している人と話をするときは、同じ目線で話をしてください。

車椅子利用者専用の席や、スペースを準備してくれると助かります。



知的障がいのある人



絵や図も用いて説明してもらえるとわかりやすいです。

初めて来た場所は不安です。声をかけて案内してもらえると安心します。

精神障がいのある人



体調に波があることを理解してください。

安心できるように穏やかでゆっくりした口調で話してもらえると助かります。



発達障がいのある人



あいまいな表現は避けて具体的に教えてくれると助かります。

視覚や聴覚など何らかの感覚が独特で、過剰に敏感だったりあるいは鈍さを持っている人がいることを知ってください。

難病などの病気の人



多くの難病では、定期的な受診が必要です。配慮してもらえると助かります。

病気により体力的に難しい業務もあります。業務内容など配慮してもらえると助かります。



市内民間事業者のみなさんへ

合理的配慮の提供を支援します

市内の民間事業者が、点字メニューの作成や筆談ボードなど、合理的配慮の提供を行う場合、その費用の一部を助成します。



●助成対象者

芦屋市内において飲食・物販・医療など不特定多数のかたが利用し、障がいのある人の利用が見込まれる事業を行う民間事業者

●助成額

要した費用の2分の1の額を助成します（1円未満切捨て。対象区分ごとに助成上限額あり。）。

●助成額の特例●

令和4年3月31日までに市へ完了報告を行ったものについては、要した費用の全額（ただし助成上限額あり。）を助成します。

●助成の対象となるもの



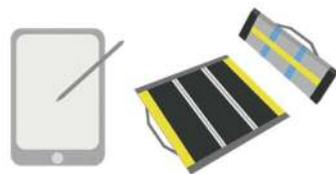
■コミュニケーションツールの助成（上限額5万円）

例）点字メニューの作成，音声チラシの作成 など



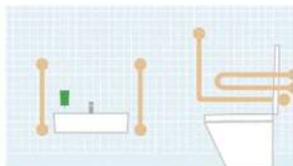
■物品の購入（上限額10万円）

例）筆談ボード，折り畳み式スロープ など



■改修工事の施工（上限額20万円）

例）手すりの設置，多機能トイレの設置 など



お問い合わせ

芦屋市福祉部障がい福祉課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

電話 0797-38-2043 FAX 0797-38-2160

